



群馬県立図書館 館長 吉澤隆雄（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、群馬県立図書館所蔵資料等のデジタルデータ作成業務について次のとおり委託契約を締結する。

（委託）

第1条 甲は、群馬県立図書館所蔵資料等のデジタルデータ作成業務一式（以下「本件業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 この契約による委託期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は、金_____円とする。（うち消費税及び地方消費税の額金_____円）

（実績報告及び検査）

第4条 乙は、群馬県立図書館所蔵資料等のデジタルデータ作成委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）の9で定める第1回から第2回の成果物納入時ごとに成果物検査報告書を甲に提出するものとし、各回の納入数量は甲と乙で調整し決定するものとする。

2 甲は、前項の成果物検査報告書を受領した日から10日以内に、本件業務の実績について検査を行うものとする。ただし、最終納入分については、令和8年3月31日までに検査するものとする。

（委託料の支払）

第5条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、合格から10日以内に、納入した成果物分の本件業務に関する委託料請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の委託料請求書が正当であると認めたときは、当該書類を受領した日から30日以内に乙に対して委託料を支払うものとする。

（延期の特約）

第6条 乙は、天災、その他その責めに帰することができない理由により、期間内に契約を履行することができない場合は、甲に対して遅滞なく理由を付して、その履行の延期を求めることができる。

（契約変更）

第7条 甲は、必要があるときは、本契約の内容を変更し、又はその全部若しくは一部の履行を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認めるときは、甲は本契約の履行期限若しくは契約金額を変更し、又は必要な費用を負担しなければならない。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償するものとする。この場合における賠償額は、甲と乙が協議して定める。

(契約保証金)

第 8 条 甲は、群馬県財務規則(平成 3 年群馬県規則第 18 号)第 199 条第 3 号により、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

(委託内容)

第 9 条 本件業務の内容は、仕様書のとおりとする。

(デジタルデータ作成作業実施計画書及び作業体制図)

第 10 条 乙は、群馬県立図書館所蔵資料等のデジタルデータ作成作業実施計画書及び作業体制図を作成し、この契約締結後速やかに甲に提出してその承認を受けなければならない。

(契約不適合責任)

第 11 条 甲は、納入された物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があるときは、甲の指定した方法により乙に対して、修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求(以下「追完請求」という。)することができる。

2 甲は、成果物が契約不適合により、本契約を履行することができないと判断するときは、前項に定める追完請求を行うことなく甲の選択により、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができる。

3 甲が契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。)を知った日から 1 年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(従事者)

第 12 条 乙は、本件業務を行うに当たり、本件業務に直接従事させる者(以下「従事者」という。)の名簿及び従事者の文書情報管理士上級又は 1 級の認定証書等の写しを甲に提出しなければならない。提出後異動があったときも、同様とする。

2 甲は、従事者のうち、本件業務に従事させることが不相当と認める者があるときは、その理由を明示して従事者の交替を乙に求めることができる。

3 乙は、従事者が都合により勤務することができなくなったときは、前日までにその旨及びその交替者の氏名を甲に届け出なければならない。

(責任者の選任)

第 13 条 乙は、従事者を指揮監督するため、プロジェクト全体責任者、工程責任者、品質管理責任者を置かなければならない。

(作業用機材の負担区分)

第 14 条 本件業務の実施に要する作業場所、機械、機器及び材料は、すべて乙の負担とする。

(光熱水費の負担区分)

第 15 条 本件業務を実施するために使用する電気、水道等の費用は、乙の負担とする。ただし、群馬県立文書館(以下「文書館」という。)内において本件業務を実施する場合は、電気、水道等の光熱水費は、文書館が負担するものとする。

(臨機の措置)

第 16 条 甲は、本件業務実施上緊急の措置を要すると認めるときは、乙に対し、所要の処理をとることを求めることができる。

2 乙は、甲の求めに応じ必要な措置をとったときは、その結果について遅滞なく甲に報告しなければならない。

(調査等)

第 17 条 甲は、乙の本件業務の処置状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は本件業務の実施に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。

(再委託の禁止)

第 18 条 乙は、本件業務を自ら行うものとし、他の者に本件業務の全部又は一部を再委託することができない。ただし、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 乙は、前項ただし書きに基づき再委託を行った場合には、直ちに再委託先の名称及び再委託した本件業務の内容を書面により甲に通知するものとする。

3 乙は、第 1 項ただし書きに基づき再委託を行った場合は、再委託先をして本契約に定める乙の義務と同様の義務を順守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、再委託先による当該義務違反は乙の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

(解除等)

第 19 条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、本契約を解除することができる。

(1) 乙が本契約を履行することができないと甲が認めたとき。

(2) 乙の本件業務の処理が不相当と甲が認めたとき。

(3) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。

(4) 本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等（以下「下請契約等」という。）の相手方が暴力団、暴力団員又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

(5) 乙がその他本契約書の条項に違反したとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したとき（前項第 1 号又は第 2 号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、乙に対し違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する額の支払いを求めることができる。

3 甲は、第 1 項の規定により本契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

(談合等不正行為があった場合の解除等)

第 20 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは、本契約を解除することができる。

(1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う同法第 7 条又は第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合は、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金納付命令）又は第 85 条第 1 号の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(2) 本契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約金額の 10 分の 2 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 乙が第 1 項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項に規定する違約金を超えなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。

4 前条第 3 項の規定は、第 1 項の規定による解除の場合に準用する。

(違約金等の遅延利息)

第 21 条 乙が、第 19 条第 2 項並びに前条第 2 項及び第 3 項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 3 % の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団等による不当要求行為があった場合の届出義務)

第 22 条 乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が当該契約の遂行に当たり暴力団、暴力団員又は暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(損害賠償)

第 23 条 乙の従事者が本件業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。本件業務の実施により第三者に損害を与えたときも、同様とする。

(契約の費用)

第 24 条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第 25 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(合意管轄)

第 26 条 甲及び乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じた時は、前橋地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(疑義等の決定)

第 27 条 本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義が生じたときは、群馬県財務規則の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住所 群馬県前橋市日吉町 1 丁目 9 番 1 号
氏名 群馬県立図書館
館長 吉澤隆雄

印

乙 住所
氏名

印